

## ① 補助金受け取りの流れ（雨水貯留槽）

1 市販の雨水貯留槽を選択する。（設置はまだしないでください。既設浄化槽を貯留槽に転用する場合は、①-2をご覧ください。）



2 補助金交付申請書と請求書を提出する。

- 【添付書類】
- ①設置場所の住宅地図（難しい場合はこちらで作成します。）
  - ②建物平面図（設置位置のわかる、簡単なもので結構です。）
  - ③貯留槽の構造図（たて・横の寸法、容量(l)等が記載されているもの）
  - ④見積書（販売店または工事店の押印があるものの写し）
  - ⑤着工前の写真



3 補助金交付決定通知の送付。（郵送します。）



4 雨水貯留槽を購入し、設置する。（設置後の写真撮影が必要です。）



5 補助事業実績報告書を提出する。

- 【添付書類】
- ①領収書（販売店または工事店の押印があるものの写し）
  - ②写 真（設置後）



6 補助金確定通知の送付。（郵送します。）



7 管理に関する協定書（2部）を提出する。



8 補助金の振込み。管理に関する協定書の返送。（郵送します。）

※雨水をトイレ排水等に利用する場合は、排水量を計測するメーターをお客さまのご負担で設置していただく必要が有ります。また、計量法上、メーターは8年ごとに取替が必要です。  
※再利用する雨水をお子様が誤飲したりしないようご注意ください。

①－2 補助金受け取りの流れ（雨水貯留槽）※浄化槽転用の場合

1 金沢市指定工事店に相談する（工事はまだ行わないでください。）



2 補助金交付申請書と請求書を提出する。（①、②については排水設備の確認申請で代用可能です）

【添付書類】①設置場所の住宅地図

②建物平面図

（既設浄化槽の位置や雨水流入管及びポンプから水栓までの配管状況）

③既設浄化槽の構造図（たて・横の寸法、容量(l)等が記載されているもの）

④見積書（施工する金沢市指定工事業者の押印があるものの写し）

⑤着工前の写真



3 補助金交付決定通知の送付。（郵送します。）



4 浄化槽転用の雨水貯留槽設置工事を実施する。（工事中・完成後（貯留槽内部）の写真）

（注：雨水流入管及びポンプから水栓までの配管状況の工事中写真が必要です。）



5 補助事業実績報告書を提出する。

【添付書類】①領収書（金沢市指定工事店の押印があるものの写し）

②写 真（上記：4を参照）



6 補助金確定通知の送付。（郵送します。）



7 管理に関する協定書（2部）を提出する。



8 補助金の振込み。管理に関する協定書の返送。（郵送します。）

※雨水をトイレ排水等に利用する場合は、排水量を計測するメーターをお客さまのご負担で設置していただく必要が有ります。また、計量法上、メーターは8年ごとに取替が必要です。

※再利用する雨水をお子様が誤飲したりしないようご注意ください。

## ② 補助金受け取りの流れ（浸透ます）

1 工事店に相談し、雨水浸透ますを選択する。（設置はまだしないでください。）



2 補助金交付申請書と請求書を提出する。

- 【添付書類】
- ①設置場所の住宅地図
  - ②建物平面図
  - ③ますの構造図（寸法・容量が記載されているもの）
  - ④見積書（工事店または販売店の押印があるものの写し）
  - ⑤着工前の写真
  - ⑥排水設備新設等確認申請書



3 補助金交付決定通知の送付。（郵送します。）



4 雨水浸透ますを設置する。（着工前と施工中、完成後の写真撮影必要。）  
（※着工前と施工中の写真は、工事完了後には撮影不可能です。ご注意ください。  
また、写真は14種類必要です。詳しくは別紙をご参照ください。）



5 補助事業実績報告書を提出する。

- 【添付書類】
- ①領収書（販売店または工事店の押印があるものの写し）
  - ②写真一式



6 補助金確定通知の送付。（申請者に郵送します。）



7 管理に関する協定書（2部）を提出する。



8 補助金の振込み。管理に関する協定書の返送。（郵送します。）